

2019年11月14日
全国港湾 19発第31号
港運同盟発19-第68号

国土交通省 港湾局
局長 高田 昌行 殿



港湾政策並びに港湾労働に係る申入れ書

貴職に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。周知の通り、私ども港湾労働組合は港湾産業が、我が国経済と物流を支える産業として、健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の諸問題について貴意回答を示され協議することを申し入れます。

記

・港湾運送事業基盤の安定に資する課題

(1) 港湾専業への下払い、港湾料金の適正収受に係る課題解決など、安定的かつ持続可能な港湾運営を実現するため、貴省を中心に検証委員会を創設し、認可料金制度の復活に向けた法整備に繋げること。

・港湾政策に係る諸問題

(2) 国際バルク戦略港湾政策により、地方港では既に港湾労働者の雇用・職域が脅かされ、港湾労働者・事業者が不利益を被る事態が生じている為、貴省を含む四者協議を早急に設置すること。

(3) RTG 遠隔操作導入に関する公募を撤回すると共に、港湾労使の合意が整わない申請は取り扱わないこと。

・港湾労働者の雇用と職域に係る問題

(4) 港頭地域に隣接する地区での港湾運送事業行為によるダンピング防止の為、港頭地区指定範囲見直し(港労法と港頭地域範囲の統一等)検討、港湾倉庫内作業の港湾運送事業法適用を行い、港労法との整合性を図ること。尚、港頭地域指定については、港運事業者団体及び港湾労働組合と貴省を含めた関係省庁による“あり方検討会(仮称)

“を設置すること。

(5) コンテナターミナルゲートに於ける作業は、港湾運送作業行為が望ましいとする見解を貴省が示していた。実態として受け渡し行為が発生することから、港湾運送事業者の職域として法的整備を行うこと。

・安全・安心の諸施策

(6) フレキシブルバッグを国内での海上コンテナ輸送等で使用させない措置として、タンクコンテナの推奨を進め、関係省庁と連携のうえ法的整備を行うこと。

(7) 港湾に於ける石綿被災について貴省として国の責任を認め、厚生労働省と連携のうえ、四者協議の早期開催と共に、港湾労働石綿被災補償制度を確立すること。

・働き方改革について

(8) 港湾労働の特殊性である波動性に鑑み「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」について。港湾運送事業者・港湾労働者については、特例処置を講じること。

以 上